

令和3年11月19日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「少年保護事件における被害者配慮制度」について

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 奥原 玲子 (52期)

令和3年11月19日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「少年保護事件における被害者配慮制度」です。

1 裁判所からの報告

(1) まず、東京家裁（本庁）における少年保護事件の年度別新受件数について、平成22年の7633件から令和元年には3009件と減少していること、新受一般保護事件の非行罪名は、平成22年と令和元年を比較すると、大麻等、詐欺、わいせつ事件が増加していること等の概況説明がありました。背景として、インターネット、スマートフォンの普及によりライフスタイルが変化し、SNS上で他者との関わりが完結し、組織化された不良集団は余り見られなくなりましたが、大麻等はネットで入手が容易となったこと、特殊詐欺では学生がSNSで仕事の紹介を受けるため非行への心理的障壁が低いこと、SNSで画像を拡散する事件があること等の解説がありました。

現在、外部から非行が見えにくくなっているため、かかる環境の変化への対応が必要であるとのことでした。

(2) 次に、被害者が事件の内容を知りたい、被害についての感情や事件に関する意見を述べたいと思った場合に設けられている、少年審判手続における被害者配慮制度に関し、①事件記録の閲覧及び謄写、②意見陳述、③審判の傍聴、④審判状況の説明、⑤審判結果の通知について、手続、要件、実際の方法、被害者等の守秘義務等を解説いただきました。

また、被害者配慮制度と異なる別の手続として、裁判所が必要と判断したときに少年の処遇選択の参考にするため調査官が被害者から話を聴く、被害者調査の説明がありました。

2 庁舎見学

少年第1審法廷と面接室を見学しました。被害者の傍聴席のある法廷では、質疑応答を交えて、裁判官が少年と同じ高さの目線で少年に向き合えること、証人となる被害者が心理的圧迫を受けないようにするため

の遮蔽措置や被害者の出入口等を確認しました。

裁判所から、少年法の理念を前提として被害者配慮制度がある旨の説明もありました。

また、被害者から話を聴く際に利用される面談室は、木目調の壁、机、椅子、カーペット、絵画等、暖かみのある色調の部屋であり、一般の事務的な面談室と異なり、被害者の心情への配慮が見られました。

3 意見交換

まず、委員から、調査官による被害者調査の実際について質問があり、傷害、恐喝、少年の過失大の事件、ストーカー等被害者の関係が大きい事件等を対象に、カンファレンスを経て実施するとのことでした。また、この調査における被害者への配慮については、方法は書面照会が多いが、被害者の要望を聞き、希望があれば面談を行い、被害者の心情に十分配慮して了解を取りつつ丁寧に進めるとのことです。

次に、被害者配慮制度の意見陳述の方法については、審判の場で裁判官に対して陳述するケースは少ないこと、審判以外の場で、重大事件は裁判官に対して、軽微事件の場合は調査官に対して行うことが多いとの説明がありました。意見陳述では、被害者に、少年に伝えて良い情報か否かを明確に確認しているとのことでした。

また、記録閲覧謄写の申出については、殆ど許可がなされているとのことでした（プライバシーに深く関わるものはマスクング）。

さらに、委員から、少年審判後の通知制度、少年院での被害者心情理解指導の内容について情報提供がありました。

4 次回令和4年6月30日のテーマは「家事調停について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207